

第3章 予算科目区分の設定

予算の科目構造は、予算制度の根幹として地方財政の制度と内容を規定するものであるとされ、その全国的な統一性維持もまた国家と地方間、地方自治団体間の連携と財政政策樹立に不可欠と見なされており、予算の科目区分は、内務部長官が定めることとされている（地方財政法第32条及び同法施行令31条）。

地方自治団体の予算編成に際しては、毎年予算編成時に示達される「地方自治団体予算科目区分及び設定」に従うこととされている。歳出科目的設定については、1995年の民選団体長スタート以降、1996年予算での資本予算制度的区分の導入などの財政管理の徹底を目的とした大幅な改編が行われる一方で、1997年、1998年と、組織別分類科目設定についての自律化が進められている。

また、「地方自治団体予算科目区分及び設定」においては、予算書式等の編成要領も提示されており、予算編成に際して必ず準拠しなければならないものとされている。

予算科目構造の変遷

区分	歳 入				歳 出			
	従前	1996	1997	1998	従前	1996	1997	1998
章	7	7	7	7	8	5	5	5
款	13	11	11	11	26	16	16	16
項	35	26	27	28	49	31	39	自 律
細項	—	—	—	—	153	132	自 律	自 律
細細項	—	—	—	—	331	16	11	11
目	79	71	84	87	44	35	39	40
細目	—	—	—	—	—	—	89	118

第1節 岁入予算の構成

韓国においては、歳入予算の科目構造は、一般会計とその他特別会計で共通して適用されているが、公企業特別会計については、独立採算性や企業性等の理由から、公企業法により別途の科目構造が設定されている。

地方自治団体収入の種類は、まず自体収入（自主財源）と依存収入（依存財源）、そして地方債に分けられる。自体収入は、地方自治団体自身の管轄区域内から自動的に調達する財源を指し、地方税収入と税外収入がこれに属する。依存収入は、中央政府や上級地方自治団体から支援を受けた財源を指し、地方交付税、国庫補助金、地方譲与金、調整交付金、市道費補助金等で構成される。地方債は、地方自治団体が課税権を実質的な担保として投資財源を調達する、一回計

年度を越えて債務履行がなされるものであり、証書債務あるいは証券発行の形式をとるものと指す。

歳入予算構成

○自体収入（自主財源）	
—地方税：財産税等 15 種	
—税外収入：使用料・手数料、財産売却及び賃貸収入等	
○依存収入	
国家	—地方交付税
	—地方譲与金
	—国庫補助金
広域自治団体	
	—調整交付金
	—徴収交付金
	—市道費補助金
○地方債	
—証書債務債	
—証券発行債	

地方財源の内容（1997年当初予算）

○一般会計歳入

項目	額	(構成比)	財源の性格
地方税	1 7 7, 2 1 8 億ウォン	(3 7 %)	自主財源 5 4 %
税外収入	8 1, 8 8 1 //	(1 7 %)	
地方交付税	6 5, 9 9 7 //	(1 4 %)	依存財源 4 4 %
地方譲与金	2 7, 8 8 2 //	(6 %)	
調整交付金	1 8, 4 6 1 //	(4 %)	
補助金	9 7, 8 3 9 //	(2 0 %)	
地方債	9, 5 5 1 //	(2 %)	2 %
合 計	4 7 8, 8 2 9 億ウォン	(1 0 0 %)	1 0 0 %

○一般会計団体別歳入構造

(単位：百万ウォン)

区分	計	市道本庁	市	郡	自治区
一般会計	47,882,863	22,458,357	12,037,606	8,010,510	5,376,390
地方税	17,721,772	12,127,130	3,353,604	821,224	1,419,814
税外収入	8,188,099	2,892,978	3,065,079	875,168	1,354,874
地方交付税	6,599,735	1,591,727	2,261,649	2,746,359	
地方譲与金	2,788,165	1,262,183	721,733	803,693	556
調整交付金	1,846,092				1,846,092
補助金	9,783,908	4,132,634	2,331,767	2,580,203	739,304
(国庫補助金)	7,225,513	4,132,634	1,268,815	1,547,034	277,030
(市道補助金)	2,558,395		1,062,952	1,033,169	462,274
地方債	955,092	451,705	303,774	183,863	15,750

○純計（一般+特別）歳入

項目	額	(構成比)	財源の性格
地方税	177,218億ウォン	(33%)	自主財源 65%
税外収入	173,441〃	(33%)	
地方交付税	65,998〃	(12%)	依存財源 28%
地方譲与金	28,051〃	(5%)	
補助金	53,375〃	(10%)	
地方債	34,341〃	(7%)	7%
合計	532,424億ウォン	(100%)	100%

1 地方税

地方自治法は、第13条第1項において「地方自治団体の住民は、法令が定めるところにより、その所属する地方自治団体の財産及び公の施設を利用する権利並びにその地方自治団体から均等に行政の恵沢を受ける権利を有する。」と規定すると同時に、第14条で「住民は法令の定めるところにより、その所属する地方自治団体の費用を分担する義務を負う」と明示し、さらに第126条において「地方自治団体は、法令の定めるところにより、地方税の賦課及び徴収が

できる」と規定している。

そして、地方税法の規定により 11 の普通税と 4 の目的税が設定され、歳入科目としては、これら 15 の税目に過年度収入を加えた 16 科目の区分が設定されている。

1997 年地方税収入予算額

(単位 : 百万ウォン)

科目別		計	特別・広域 市税	自治区税	道 税	市税・郡税	構成比
合 計		17,721,772	8,281,297	1,419,814	3,845,833	4,174,828	100.0%
普 通 税	小 計	16,011,565	7,458,937	1,229,869	3,653,281	3,669,478	90.4
	取得税	2,978,047	1,552,010		1,426,037		16.8
	登録税	4,103,267	2,223,162		1,880,105		23.2
	競争馬券税	312,969	81,354		231,615		1.8
	免許税	286,490	854	170,112	115,524		1.6
	住民税	2,368,205	1,584,936			783,269	13.4
	財産税	554,782		300,554		254,228	3.1
	自動車税	1,881,574	989,105			892,469	10.6
	農地税	1,994	20			1,974	0.0
	屠畜税	35,477	7,512			27,965	0.2
目的 税	タバコ消費税	2,187,551	1,019,984			1,167,567	12.4
	総合土地税	1,301,209		759,203		542,006	7.3
	小 計	1,386,833	661,020	164,651	119,957	441,205	7.8
	共同施設税	268,762	141,358		112,970	14,434	1.5
	地域開発税	68,130	61,143		6,987		0.4
	都市計画税	713,352	458,519			254,833	4.0
	事業所税	336,589		164,651		171,938	1.9
過年度収入		323,374	161,340	25,294	72,595	64,145	1.8

2 税外収入

税外収入とは、地方自治団体の自体収入のうち、地方税を除いた全ての収入

を意味し、ここには、使用料、手数料等の一般会計収入や上下水道、公営開発等特別会計で運営されるものも含まれる。転入金(繰入金)、移越金(繰越金)の会計操作による名目的収入と寄付金、財産売却収入など当該年度の特別な理由によって生じる一時的収入からなる臨時の収入、一般会計の財産賃貸収入、使用料収入、手数料収入と特別会計の事業収入(経営収入)からなる経常的収入に二分して整理されている。

(1) 経常的税外収入

経常的税外収入は、会計年度ごとに調達される予測可能な収入とされ、財産賃貸収入、使用料収入、手数料収入、事業場収入、徴収交付金収入、利子収入、その他事業収入がこれに該当する。

ア 財産賃貸収入

地方自治団体が国公有財産を管理・運営することで発生する収入であり、ここでは、財産の売却・処分により発生する収入は除外される。地方自治団体が管理する国有財産である土地、林野及び建物の賃貸収入である「国有財産賃貸収入」と、公有財産の賃貸収入とその他特別会計の利用料である「賃貸料等の公有財産賃貸料」とに分けられる。

イ 使用料収入

地方自治団体が、住民の利用に供するために設置する公の施設の使用に対する反対給付として賦課徴収するもので、道路、河川、下水道、市場、屠畜場の各々の使用料として5科目の「使用料」、運動場、公園等への入場、その他特別会計における営造物への入場にかかる「入場料」、公園、墓地、福祉会館等の使用料収入である「その他使用料」に分けられている。

ウ 手数料収入

地方自治団体が特定人に提供する役務について、その費用の全部又は一部を当該役務にかかる費用及び補償として徴収するもので、保健所、その他特別会計における入学金授業料等の「官公業収入」、地方自治団体が実施する各種試験等に係る「証紙収入」、ゴミ処理に係る「ゴミ処理袋販売収入」、「再生用品収集販売収入」、その他特別会計の入学願書代、住民登録、身分・印鑑等各種証明等にかかる「その他手数料」に分けられている。

エ 事業場生産収入

地方自治団体が、直接各種の事業場を設置運営して得た生産物及び副産物の

売却収入である。

オ 徴収交付金収入

市道税、河川及び道路の使用料、環境改善負担金等の広域自治団体が徴収しなければならないものを、基礎自治団体である市郡区が徴収する場合、徴収委任機関である市道から、処理費として市郡区へ交付されるものをいう。

人口 50 万以上の市で徴収額の 100 分の 50、その他の市郡で 100 分の 30、ソウル市及び広域市の自治区の場合 100 分の 3 の割合で交付されることとされている（地方税法第 53 条、地方税施行令第 41 条、地方税法施行規則第 26 条）。

徴収する収入の区分に従って、「市道税徴収交付金収入」、「使用料徴収交付金収入」、「その他徴収交付金収入」に分けられる。

カ 利子収入

地方自治団体の収入金を金庫（地方財政法第 64 条の規定により地方自治団体の長が指定する金融機関で現金及び有価証券の出納及び保管にあたる。）に預けることによって発生する公金預金の利子収入である「公共預金利子収入」、民間への融資金の回収により発生する利子である「民間融資金回収利子収入」、地方自治団体への融資金の回収により発生する利子である「自治団体融資金回収収入」、歳入歳出の現金管理によって発生する利子である「その他利子収入」に区分される。

キ その他事業収入

駐車場による「駐車料金」、道路に係る「通行料収入」、換地清算に伴う「清算金収入」、工事等に伴う「負担金収入」、住宅、宅地工業用地、生産品等の販売による「売却事業収入」、「その他事業収入」に区分される。

（2）臨時の税外収入

臨時の収入は、不規則的で予測が難しい収入及び名目的な収入とされ、財産売却収入、移越金、寄付金及び寄金収入、転入金、預託金及び預受（仮受）金、融資金元金収入、負担金、雑収入、過年度収入等がこれに該当する。

ア 財産売却収入

国有財産法施行令第 53 条第 2 項の規定によって国家から売却を委託された土地・建物等の国有財産売却収入のうち、地方自治団体に帰属する収入である「国有財産売却収入」、地方自治団体の財産売却、公有財産と他の財産との交換差

額により発生する「公有財産売却収入」がある。

イ 移越金(繰越金)

前年度決算結果により生じる剰余金のうち翌年度に繰り越したものと指し、議会同意を得た明示繰り越し、事故繰り越し及び継続費に係る繰り越しとして現額としてのみ管理される「前年度移越事業費」、国家あるいは広域自治団体からの補助金の使用残で国家等へ返納しなければならない「国庫補助金使用残額」と「市道費補助金使用残額」、繰り越した額から上の3つを除いた予算の執行残額あるいは使用しなかった不用額である「純歳計剰余金」がある。純歳計剰余金は、次年度予算に編入できるとともに地方債元利金及び借入金の償還に充てることができるとされている。

ウ 寄付金及び寄金収入

住民、公共団体あるいはその他機関等が、自発的な意思により当該地方自治団体に寄付する金品で、用途を指定された「寄付金収入」、用途を指定しない寄付金である「寄金収入」に区分される。

エ 転入金(繰入金)

同一地方自治団体内部の他会計から繰り入れられる「内部転入金」、教育費特別会計や他地方自治団体から繰り入れられる「外部転入金」に区分される。

オ 預託金及び預受（仮受）金

一般会計と特別会計の間及び特別会計内の勘定間での預託金である「預託金収入」、一般会計と特別会計間及び特別会計内の勘定間での仮受金にかかる「預受金償還金」、「預受金利子収入」に分類される。

カ 融資金元金収入

民間あるいは地方自治団体への融資金の回収収入であり、「民間融資金回収収入」と「自治団体融資金回収収入」に区分される。

キ 負担金

自治団体間の負担金収入である「自治団体負担金収入」と、民間人その他団体からの負担金収入、その他特別会計の各種負担金・納付金である「一般負担金」に区分される。

ク 雜収入

雑収入は、「不用品売却収入」、「弁償金」、「違約金」、「過怠料収入」、「滯納処分収入」、「補償金収納金」、「市道費補助金使用残額返還金収入」「その他雑収入」に区分される。

ケ 過年度収入

収納が完結した年度に属する税外収入である。

3 地方交付税

地方行政構造上の与件及び税源の大都市偏在等による地域間財政力の格差を調整するための制度であり（地方交付税法第1条）、用途指定のない自治団体一般会計の一般財源とされている。

交付税の財源は、内国税（地方譲与金の額を除外）総額の100分の13.27に該当する額とされ、11分の10に該当する額が普通交付税として基準財政収入額と基準財政支出額の分析による基準財政不足額をもとに包括的に配分され、残り11分の1に該当する額が特別交付税として普通交付税の画一的算定方法では補足できない財政需用に対する補完として配分されている。この普通交付税と特別交付税を合わせて通常「法定交付分」と呼び、地方交付税収入科目の中で「地方交付税」として整理している。さらに、地方財政上やむをえない需要がある場合には、この「地方交付税」とは別途に増額交付できるとされており、これは、地方交付税収入科目の中でも「増額交付金」として細分されている（地方交付税法第4条）。

4 地方譲与金

国税収入の一部を地方自治団体に譲与して道路整備事業など特定事業に充当することで、地方自治団体の財政基盤を拡充し地域間の均衡発展を図ろうとするもの（地方譲与金法、国税と地方税の調整等に関する法律第5条第1項、農漁村特別税管理特別会計法第3条第2項）で、収入科目では「地方譲与金」として整理されている。

5 調整交付金

特別市長並びに広域市長は、当該市税収入の一定額を確保することで、当該市の区域内における自治区相互間の調整をなすことと規定されている。（地方

自治法第160条）。特別市・広域市の賦課する取得税及び登録税の合算額に、条例が定める一定の比率(調整率)を掛けた金額を配分することで、同じ基礎自治団体である市郡に比べて地方税の税源配分が少ない自治区への財源補填を行うとともに、自治区間の衡平を図っている（団体別の税収状況については、33ページの表「1997年地方税収入予算額」を参照。）

6 極助金

極助金は、まず「国庫極助金」と「市道費極助金」に分けられる。

国庫極助金については、さらに、国と自治団体相互の利害関係に基づいて国が負担しなければならない経費の全部又は一部を負担する「国庫極助金」と、兵務行政交付金及び旅券業務交付金などの国家が自ら行うべき事務の委任遂行にかかる経費を国家が全額負担する「交付金」に細分される。

特別会計においては、「国庫極助金」、「市道費極助金」とともに直接計上することとされており、一般会計で一旦計上した後で特別会計に繰り出すことはできない。

7 地方債

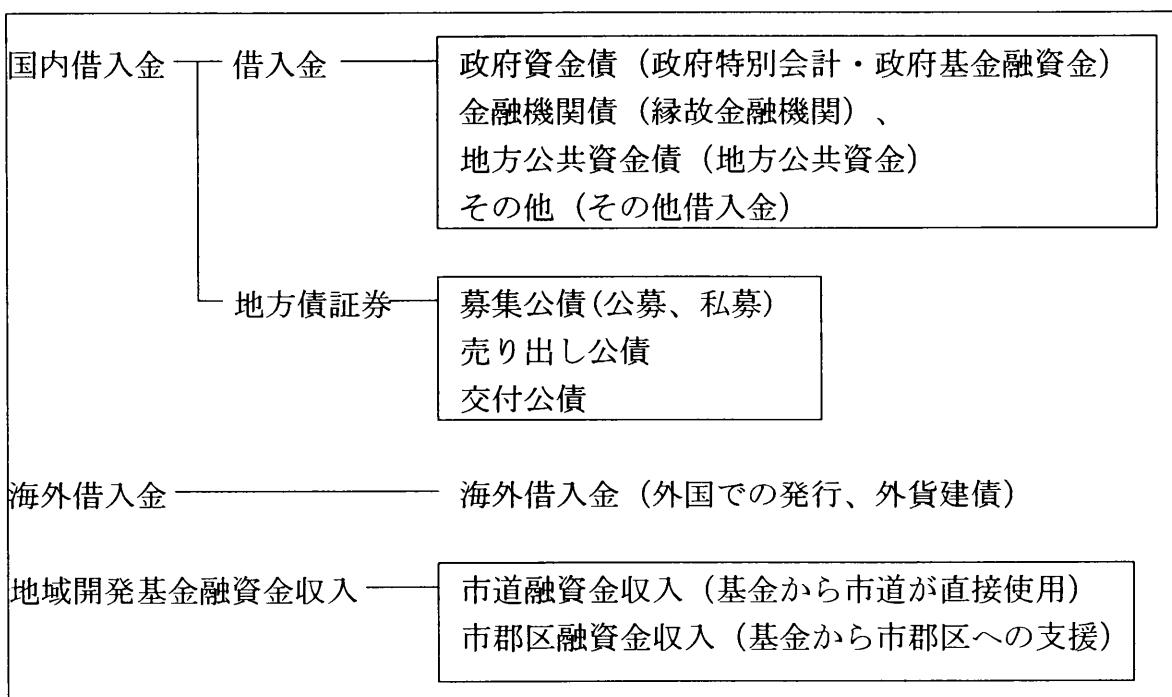
地方自治団体の長は、その地方自治団体の恒久的利益となる場合又は非常災害復旧等の必要がある場合には、内務部長官の承認を得た範囲内で地方議会の議決を得て地方債を発行できる（地方自治法第115条、地方財政法第8条及び9条）とされている。

また、無計画な地方債発行を抑制するため、中期地方財政計画に反映され投融资審査を経た事業に限って地方債を発行し、必ず内務部長官が承認し地方議会の議決を得た範囲内で予算を編成しなければならないとされており、その発行形式は、証書借入又は証券発行の形式をとることとされている。

歳入科目としては、まず、国内借入金、海外借入金、地域開発基金融資金収入の3つに大別される。

さらに、国内借入金は借入金と地方債証券に区分され、全体として最終的に10の収入科目に分類されている。

地方債の区分



第2節 歳出予算の構造

歳出予算の科目構造は、一般会計とその他特別会計で共通して適用されているが、公企業特別会計については、独立採算性と企業性等の理由から、公企業法により別途の科目を設定して運営されている。1996年までは、予算編成基本指針において全費目別に予算編成方法を提示していた。1997年以降も、基準経費を設定して予算編成方法を提示しており、財政管理制度の大きな柱となっている。

一般会計及びその他特別会計の科目は、章・款・項・細項・細細項・目で構成されている。章・款・項は、予算を機能と組織により分類して、予算の目的と機能、投資方向を示すものである。細項は、組織別分類によって予算編成と執行の責任を明確にし、細細項は、資本予算制度的性質別分類によって予算の編成方向と投資の性質を区分することで財政政策の情報を提供し、目構造は、品目別予算制度的性質別分類により、予算の編成と執行の限界を定めるものである。

章・款・項は立法科目とされ、章・款・項の間では、地方財政法第38条の規定により原則的に相互利用ができない、予算執行上の必要により事前に予算として議決を得た際にのみ流用できるとされている。一方、細項・細細項・目は、行政科目とされ、各細項間、各細細項間、各目間については、各項の予算額の

範囲内で議会の議決なく流用できるとされている。

歳出予算性質(目：8大分類)別内訳

(1997 当初予算、単位：億円)

一般会計			純計(一般+特別)		
目(大分類)	予算額	%	目(大分類)	予算額	%
合計	478,829	100	合計	532,424	100
人件費	57,322	12	人件費	61,011	12
物件費	48,249	10	物件費	63,667	12
移転経費	98,116	20	移転経費	61,657	11
資本支出	223,500	47	資本支出	279,920	53
融資及び出資	5,140	1	融資及び出資	11,374	2
補填財源	3,182	1	補填財源	16,222	3
内部去來	32,547	7	内部去來	13,328	3
予備費及びその他	10,773	2	予備費及びその他	23,245	4

歳出予算機能(5章)別内訳

(1997 当初予算、単位：億円)

区分(款)	計	市道本庁	市	郡	自治区
一般会計計	47,882,863	22,458,357	12,037,606	8,010,510	5,376,390
一般行政	9,255,675	1,532,216	3,159,876	2,097,527	2,466,057
社会開発	15,797,468	6,788,131	4,680,754	2,324,417	2,004,166
経済開発	16,446,867	8,808,684	3,592,844	3,306,440	738,899
民防衛費	981,595	869,576	46,602	40,192	25,224
支援及び その他経費	5,401,258	4,459,750	557,530	241,934	142,044
(うち予備費)	1,034,233	392,780	379,059	158,685	103,709

◎1998年の歳出科目構造

章・款：機能別分類：5章 16款

項：行政機関別分類（局・室単位）1998年予算より自律決定（1997年：39項）

細項：自治団体別行政組織別（課単位）1997年予算より自律決定

（1996年：132細項）

細細項：性質別分類（資本予算制度的分類）：11細項（4大分類）

目：性質別分類（品目別予算制度的分類）40目（8大分類）

1 章・款・項構造

（1）章・款の構造

章・款は、公共団体の主要機能を表すことで国民及び住民に公共部門の投資内容を知らせる役割を果たすものであり、議会の同意なく相互利用できない立法科目である。従来8章26款で構成されていたものを、1996年より5機能の章と16の機能の款に改編し、国家の予算科目との可能な限りの統一を期している。

（2）項の構造

項は、地方自治団体の室局に相当する組織別分類であり、款の機能別分類に合わせて設定されている。予算編成の自主性を高めるため、1998年予算より地方自治団体の自律決定に委ねられることとなった。

章・款・項の科目構造（項は1998年予算より自律決定）

章	款	(項)
1000 一般行政費	1100 立法及び選挙関係	1110 選挙管理 1120 地方議会運営費
	1200 一般行政費	1210 企画管理 1220 公報管理 1230 行政監査 1240 内務行政 1250 財務行政 1260 公務員教育院運営
2000 社会開発費	2100 教育及び文化費	2110 文化芸術 2120 体育振興管理 2130 社会教育 2140 大学教育
	2200 保健及び生活環境改善費	2210 保健管理 2220 環境管理 2230 公園緑地管理

	2300 社会保障費	2310 一般社会福祉 2320 生活保護 2330 家庭福祉
	2400 住宅及び地域開発費	2410 住宅事業 2420 都市開発 2430 地域社会開発
3000 経済開発費	3100 農水産開発費	3110 農村管理 3120 畜水産管理 3130 農振興
	3200 地域経済開発費	3210 地域経済開発 3220 鉱工業管理 3230 観光及び国際交流
	3300 国土資源保全開発費	3310 山林資源開発 3320 治水及び災害対策 3330 建設管理
	3400 交通管理費	3410 交通行政管理 3420 交通安全
4000 民防衛費	4100 民防衛管理費	4110 民防衛管理費
	4200 消防管理費	4210 消防管理費
5000 支援及びその他 経費	5100 地方債償還	5110 地方債償還
	5200 諸支出金	5210 諸支出金
	5300 交付金	5310 徴収交付金 5320 調整交付金
	5400 予備費	5410 予備費

2 細項構造

細項は、地方自治団体の課あるいは係単位組織に重心をおいた組織別分類であり、1997年予算より地方自治団体の自律決定に委ねられたもので、これによって地方自治団体が、総定員の範囲内で組織を自律的に運営できるようになった。

3 細細項構造

歳出部分の支出構造から地方自治団体の財政構造と活動等を明確に把握することを目的として、1996年から資本予算制度的分類が導入された。

11 個の細細項は、経常予算・事業予算・債務償還・予備費等の 4 つの大分類に分けられる。予算の編成及び執行においては、予算積算上の各費目（細目）をこの細細項の区分に分類した後、各々の編成基準や執行基準を定めていく形となっており、財政管理において非常に重要な役割を持っている。

大分類	細細項（小分類）
100 経常予算	110 人件費（国庫補助金中の人件費を含む） 120 官署運営費 130 経常的経費
200 事業予算	210 国庫補助事業（経常的経費補助含む） 220 地方譲与金事業 230 市道費補助事業（市・郡・区の場合のみ） 240 自体事業（単独事業、新規・継続全て）
300 債務償還	310 地方債償還（国内・海外全て） 320 債務負担行為償還
400 予備費等	410 予備費 420 その他（返還金・雑損金・繰上充用充当金）

（1）経常予算

経常予算は、公務員人件費及び機関運営に必要な諸経費である官署運営費、その他業務推進に経常的に所要される経常的経費に区分され、地方自治団体予算基本指針で基準を定める基準経費の設定によって、これら経常的にかかる経費の節約と浪費の事前防止を図っている。

（2）事業予算

事業予算は、投資事業を国庫補助事業、地方譲与金事業、市道費補助事業、自体(単独)事業に区分して財源主体を明確にし、投資事業の規模と資金の流れを明瞭にする一方、自体事業の規模把握によって地方自治団体予算の可処分財源がわかるようにした。また、歳入部門の財政自立度と歳出部分の可処分財源構成比率の対比・分析により、自治団体別の財政条件の把握と分析を行うことを目指している。

事業予算において、財源が国庫補助、地方譲与金、市道費補助金、自主財源（地方交付税含む）にまたがる場合、国庫補助が含まれるものは国庫補助事業に、国庫補助がなく地方譲与金が含まれるものは地方譲与金事業に、国庫補助と地方譲与金がともになく市道費補助が含まれるものは市道費補助事業に分類される。なお、地方交付税で行う事業は自体事業に分類される。

(3) 債務償還

債務償還は、地方債償還と債務負担行為償還に区分される。1995年まで債務負担行為償還は該当事業予算として分類され、投資費として管理されていたが、1996年より債務負担行為償還額を債務償還に含むことで、自治団体別総債務償還額が相対的に把握できるようになった。

また、歳入部門での債務額の公開と合わせることで、予算の黒字／赤字編成の状況を分析できるようになるとともに、地方自治団体の全体予算中に債務償還が占める割合を把握することが可能になった。

(4) 予備費等

予備費等は、「予備費」と返還金・雑損金・繰上充用充当金からなる「その他」に分類される。なお、国庫補助金、地方譲与金、市道費補助金の使用残額の返納金は「その他」に含まれる。

4 目構造

目構造は、予算を性質別、品目別に分類して投資の方向をわかるようにし、予算執行の基準になる最小単位として、執行の責任と限界を明確にするものであり、最も重要な構造と見ることができる。

目構造は、法定科目として品目別に40目が設定されているが、予算編成及び分析の際の必要性から、40目を性質別に8の大分類に整理し、さらに品目別分類を細分化して予算の算出基礎となる118の細目に分類している。

予算編成は、課又は係単位の組織別分類である細項別にこの細目ごとの経費を算出し、この細項別・目ごとの経費を資本予算制度的分類である「細細項」に分類し、細細項の区分ごとで目別・細目別に定められる編成基準によって行われることになる。

目分類の内容

大分類(法定目数)	目(細目数)
人件費(1)	人件費(4)
物件費(8)	一般運営費(12)、官署当経費(2)、旅費(4)、一般業務推進費(7)、特殊活動費(2)、議会費(7)、福利厚生費(5)、研究開発費(3)
移転経費(12)	一般補償金(12)、移住補償金、報償金(5)、年金負担金等(2)、賠償金等(3)、出えん金(2)、民間移

	転（6）、社会団体補助金（2）、自治団体移転（5）、 経常転出金、海外移転（2）、借入金利子（4）
資本支出（9）	施設費等（6）、民間資本移転（2）、自治団体資本移 転（2）、資本転出金、財産取得費（2）、借款物資用 役費、建設仮勘定、無形固定資産、海外資本移転
融資及び出資（2）	融資金（5）、出資金
補填財源（1）	借入金元金（5）
内部往来（取引）（5）	転出金及び預託金（3）、預受金元利金償還、減価償却 費、当期純利益、積立金
予備費及びその他（2）	予備費、返還金その他（4）

（1）人件費

人件費を対象にした分類であり、[101 人件費]は、基本給、手当、その他職報酬、日用人夫賃の 4 つの細目からなる。国庫補助事業において人件費として内示される額もここに入る。細細項分類の経常予算一人件費に分類される。

（2）物件費

一般運営費、官署当經費、旅費、一般業務推進費、特殊活動費、議会費、福利厚生費、研究開発費の 8 費目を対象にした分類。

[201 一般運営費]

一般需用費、委託教育費、公共料金及び諸税、運営手当、被服費、給糧費、賃貸料、燃料費、施設整備維持費、車両船舶費、材料費、医療費の各細目からなる。

[202 官署当經費]

機関及び部署運営費、邑面洞標準經費の各細目からなる。

[203 旅費]

国内旅費、月額旅費、国外旅費、外賓招請旅費の各細目からなる。

[204 一般業務推進費]

機関運営一般業務推進費、定員加算一般業務推進費、施策推進一般業務推進費、職責給業務推進費、職給補助費、部署運営業務推進費、特定業務遂行活動費の各細目からなる。

[205 特殊活動費]

機関運営特殊活動費、施策推進特殊活動費の各細目からなる。

[206 議会費]

議政活動費、議会手当、旅費、議政運営共通業務推進費、機関運営一般業務推進費、機関運営特殊活動費、議員傷害負担金の各細目からなる。

[207 福利厚生費]

定額給食費、交通費、名節休暇費、体力鍛練費、年暇補償費の各細目からなる。

[208 研究開発費]

学術用役費、電算開発費等、試験研究費の細目からなる。

* 細細項分類方法

○経常予算—官署運営費：官署当経費

—経常的経費：対象費目中、官署当経費又は事業予算に該当しない経費

○事業予算

—国庫補助事業：対象費目中、国庫補助金及び地方経費負担の額

—地方譲与金事業：対象費目中、地方譲与金及び地方費負担の額

—市道補助金事業：対象費目中、市道補助金及び市郡区費負担の額

—自体事業：研究開発費のうち上の3つに該当しない事業費

(3) 移転経費

一般補償金、移住補償金、報償金、年金負担金等、賠償金等、出えん金、民間移転、社会団体補助金、自治団体移転、経常転出金、海外移転、借入金利子の12費目を対象費目とした分類。

[301 一般補償金]

社会保障的授恵金、奨学金及び学資金、義勇消防隊支援経費、自律防犯隊員運営費、統里班長手当及び活動費、入営莊丁支援費、退職転換金及び負傷治療費、民間人海外旅費、公益勤務要員補償金、民間実費補償金、災害対策補償金、その他補償金の各細目からなる。

[302 移住補償金]：細目なし

[303 報償金]

模範公務員産業視察、功労海外研修費、生計費支援、海外派遣公務員学資金、その他報償金の各細目からなる。

[304 年金負担金等]

年金負担金、医療保険金の各細目からなる。

[305 賠償金等]

賠償金、補填金、弁償金の各細目からなる。

[306 出えん金]

自治団体出えん金、その他出えん金の各細目からなる。

[307 民間移転]

救療費、民間経常補助、民間委託金、保険金、年金支給金、利差補填金の各細目からなる。

[308 社会団体補助金]

全額補助団体補助金、任意補助団体補助金の各細目からなる。

[309 自治団体移転]

自治団体経常補助金、自治団体交付金、自治団体負担金、自治団体間移転、教育機関に対する補助金の各細目からなる。

[310 経常転出金]：細目なし

[311 海外移転]

海外経常移転、国際負担金の各細目からなる。

[312 借入金利子]

企業会計等借入金利子、その他国内借入金利子、借款利子、その他海外債務利子の各細目からなる。

*細細項分類方法

○経常予算—経常的経費：対象費目中、事業予算又は債務償還に含まれない経費

○事業予算

一国庫補助事業：対象費目中、国庫補助金及び地方経費負担の額

一地方譲与金事業：対象費目中、地方譲与金及び地方費負担の額

一市道補助金事業：対象費目中、市道補助金及び市郡区費負担の額

一自体事業：次の経費中、上の3つに該当しない事業費

- ・一般補償金のうち、災害対策補償金
- ・移住補償金
- ・出えん金の全細目
- ・民間移転のうち、民間経常補助、民間委託金、利差補填金の各細目
- ・社会団体補助金の全細目
- ・経常転出金の全細目
- ・海外移転のうち、海外経常移転

○債務償還：地方債償還及び債務負担行為償還金

○予備費等—その他：自治団体移転のうち、自治団体交付金、自治団体負担金

(4) 資本支出

施設費等、民間資本移転、自治団体資本移転、資本転出金、財産取得費、借

款物資用役費、建設仮勘定、無形固定資産、海外資本移転の 9 費目を対象費目とした分類。

[401 施設費等]

基本調査設計費、実施設計費、土地買収費、施設費、施設付帯費、監理費

[402 民間資本移転]

民間資本補助、民間代行事業費の各細目からなる。

[403 自治団体資本移転]

自治団体資本補助、自治団体代行事業費の各細目からなる。

[404 資本転出金] : 細目なし

[405 財産取得費]

財産及び物品取得費、図書購入費の各細目からなる。

[406 借款物資用役費] : 細目なし

[407 建設仮勘定] : 細目なし

[408 無形固定資産] : 細目なし

[409 海外資本移転] : 細目なし

* 細細項分類方法

○ 経常予算—経常的経費 : 図書購入費

○ 事業予算

—国庫補助事業：対象費目中、国庫補助金及び地方経費負担の額

—地方譲与金事業：対象費目中、地方譲与金及び地方費負担の額

—市道補助金事業：対象費目中、市道補助金及び市郡区費負担の額

—自体事業：対象費目中、上の 3 つに該当しない事業費

○ 債務償還：対象費目中、上記分類に該当しない債務償還元利金

(5) 融資及び出資

融資金、出資金の 2 費目を対象とした分類。

[503 融資金]

民間融資金、地方自治団体に対する融資金、地方自治団体に対する貸付金、企業会計等融資金、通貨金融機関融資金の各細目からなる。

[502 出資金] : 細目なし

* 細細項分類方法

○ 事業予算

—国庫補助事業：対象費目中、国庫補助金及び地方経費負担の額

- 一地方譲与金事業：対象費目中、地方譲与金及び地方費負担の額
- 一市道補助金事業：対象費目中、市道補助金及び市郡区費負担の額
- 一自体事業：対象費目中、上の3つに該当しない事業費

(6) 補填財源

[601 借入金元金]を対象費目とした分類で、企業会計等借入金償還、預金銀行借入金償還、その他国内借入金償還、借款償還、その他海外債務償還の5つの細目が設定されている。

*細細項分類方法

○事業予算

- 一国庫補助事業：対象費目中、国庫補助金及び地方経費負担の額
- 一地方譲与金事業：対象費目中、地方譲与金及び地方費負担の額
- 一市道補助金事業：対象費目中、市道補助金及び市郡区費負担の額
- 一自体事業：対象費目中、上の3つに該当しない事業費

○債務償還：対象費目中、上記分類に該当しない債務償還元金

(7) 内部去來(取引)

転出金及び預託金、預受金元利金償還、減価償却費、当期純利益、積立金の5費目を対象費目とした分類。

[701 転出金及び預託金]

他会計転出金、教育費特別会計転出金、預託金の各細目からなる。

[702 預受（仮受）金元利金償還]：細目なし

[703 減価償却費]：細目なし

[704 当期純利益]：細目なし

[705 積立金]：細目なし

*細細項分類方法

○事業予算

- 一国庫補助事業：対象費目中、国庫補助金及び地方経費負担の額
 - 一地方譲与金事業：対象費目中、地方譲与金及び地方費負担の額
 - 一市道補助金事業：対象費目中、市道補助金及び市郡区費負担の額
 - 一自体事業：上の3つに該当しない経費中、転出金及び預託金、積立金
- 債務償還：上記分類に該当しない経費中、預受（仮受）金元利金償還
- 予備費等—その他：上記分類に該当しない経費中、減価償却費、当期純利益

(8) 予備費及びその他

予備費、返還金その他の2費目を対象費目とする分類。

[801 予備費] : 細目なし

[802 返還金その他]

返還金、過誤納金等、雑損金、繰上充用充当金の各細目からなる。

*細細項分類方法

○予備費等—予備費：予備費

—その他：返還金その他

第4章 予算過程

地方自治団体の予算が編成される過程を概略的に見ると、地方自治団体の予算編成は地方自治法第118条に根拠を置いており、地方自治団体の長は、会計年度ごとの予算案を編成して、市道においては会計年度開始50日前までに、市郡区においては会計年度開始40日前までに地方議会に提出しなければならないとされている。

また、予算は、地方自治法第118条の定める一定の時期と順序によって編成されなければならないとされ、地方議会において新しい会計年度の開始までに予算案を議決できない場合においては、地方自治団体の長は、予算案が議決されるまでの間は、①法令や条例の定めるところにしたがって設置された機関あるいは施設の維持・運営費、②法令又は条例上の支出義務の履行、③既に予算として承認された事業の継続推進のための経費に限って、前年度予算に準じて支出することができるものとされている。

本会議において議決された予算案は、5日以内に地方自治団体の長に送付される。地方自治団体の長は、予算案の送付を受けたときは、市道にあっては内務部長官に、市郡区にあっては市道知事に各々これを報告し、さらに地方自治団体の公報、日刊新聞への掲載、掲示板への掲示により公示する。この報告・公示により初めて予算が確定する。

また、予算担当官等の予算機関は、資金調達計画に合わせて予算配定(配当)計画を確定させ、会計年度開始後、これを各局室等の補助機関に配当する。各機関は、この計画に沿って予算を執行していくことになる。

予算過程の最終段階は、会計検査及び決算審議であり、地方自治団体の長は、出納閉鎖後3か月以内に決算書及び証拠書類を作成して、地方議会が選任した検査委員に提出して検査を受けなければならず、決算書に検査委員の検査意見書を添付して地方議会に提出し、承認を得なければならない。決算検査は職務の性質上執行部から独立しなければないとされ、議会が選任した検査委員の検査を受けることとされている。

第1節 予算の編成

地方予算の編成とは、予算過程の最初の段階として、予算編成の指針作成から始まり予算案の確定に終わる過程を指す。

韓国における地方自治団体の予算編成では、予算編成の事前段階で施行される中期財政計画、投融資事業審査の内容が反映される仕組みとなっており、予算の編成作業は、地方財政法に基づく各種の財政管理制度の履行として、実質的には会計年度開始の1年以上前から始まる。

1 財政管理制度の履行

各地方自治団体は、前々年度 11月末に示達される指針に基づいて、前年度 1月末までに中長期財政計画を樹立し、各の単年度事業活動と中期財政計画を作成して内務部に提出する。さらに、前年度 4月末までに主要投融資事業の審査及び国庫補助金の申請を行う。

一方、各地方自治団体から提出された各々の単年度事業活動と中期財政計画を受けた内務部は、財政経済院の国家予算編成指針と大統領の国政演説資料及び公約事業、さらに該当する中央各部署の意見を集約し、予算編成基本指針を作成した後、これを全地方自治団体に一括示達する。

地方自治団体は、この 7月末に示達される予算編成基本指針を土台にして、各自治団体別に具体的な経費算定要領、予算要求方法等の方針を定め、10月に内示される地方交付税、地方譲与金、国庫補助金、地方債発行承認、地方費負担協議の結果に基づいて予算を編成することになる。

各地方自治団体の長は、自主的に作成した中期財政計画と中央から示達された予算編成基本指針に沿って、法令と条例の範囲内で自身の予算編成指針を作成して執行部内の各室・局（日本における「各部局」にあたる）に示達し、ここから実際の編成作業が始まる事になる。

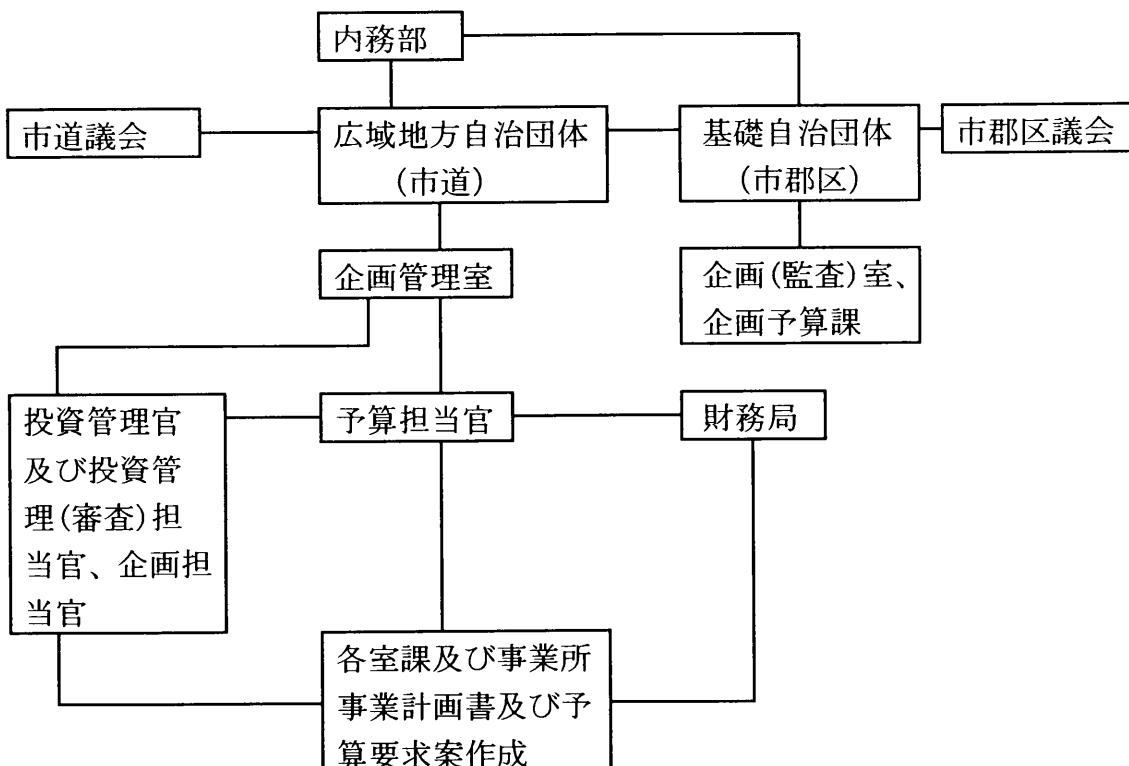
予算編成の流れ

前々年度 11月	中期財政計画策定指針（内務部→自治体）
前年度 1月	中期財政計画樹立
前年度 2~4月	主要投融資審査
前年度 4月末	国庫補助金申請協議
前年度 7月末	予算編成基本指針示達（内務部→自治体）
前年度 8月	地方自治団体別予算編成要求方針設定
前年度 8~11月	予算編成作業
	地方交付税内示：10月 15日
	地方譲与金内示：10月 15日
	国庫補助金内示（国庫補助金及び地方費負担計画）：10月 15日
	地方債発行承認内示：10月末
前年度 11月中旬	予算案議会提出（市道）
前年度 12月上旬	同 （市郡区）
前年度 12月中旬	予算議決 （市道）
前年度 12月下旬	同 （市郡区）
前年度 12月（議決後 5日以内）	議決予算の地方自治団体長送付
前年度 12月（議決後 5日以内）	議決予算の報告・公示

2 予算編成

各地方自治団体の長は、自主的に作成した中期財政計画と中央から示達された予算編成基本指針、さらに法令と条例に基づいて地方自治団体の予算編成指針を作成し、執行部内の各室・局に示達する。指針を受けた各室・局では、これを土台に予算要求書を作成して自治団体の予算担当官に送付する。地方自治団体によっては、各室・局の限度額を示達し、この限度額の範囲内で各室・局が事業の優先順位を定めて予算担当官に提出すれば、予算担当官は限度額の範囲内で作成された各室・局の予算要求書を尊重し、各室・局において決定された優先順位にしたがって予算査定作業にとりかかる。このような過程において、各自治団体の企画管理室長がどの程度強い発案件をもつのかは、各自治団体の事情により異なるとされる。

予算担当官の予算査定が終わると、多くの地方自治団体では副団体長を委員長とする委員会に付議する。委員長である副団体長がどれくらい強力な影響力を行使するのかは、副団体長と自治団体長の関係等いろいろな要因によって決定されると言われている。委員会の審議が終われば、後は団体長の承認を得ることで予算の編成は終わりとなり、地方自治団体長が予算案を議会に提出することになる。



(カンインジエ他「地方財政論」、1995年)

予算が地方議会を通過して成立すれば、歳入・歳出・債務負担行為及び明示線越費を含む予算配定（日本における「配当」にあたる。）計画書を作成し、これによって予算を月別あるいは4半期別に配当する。予算配定計画書は、歳入予算月別収支計画書と歳出予算月別支出計画書を基に作成される。

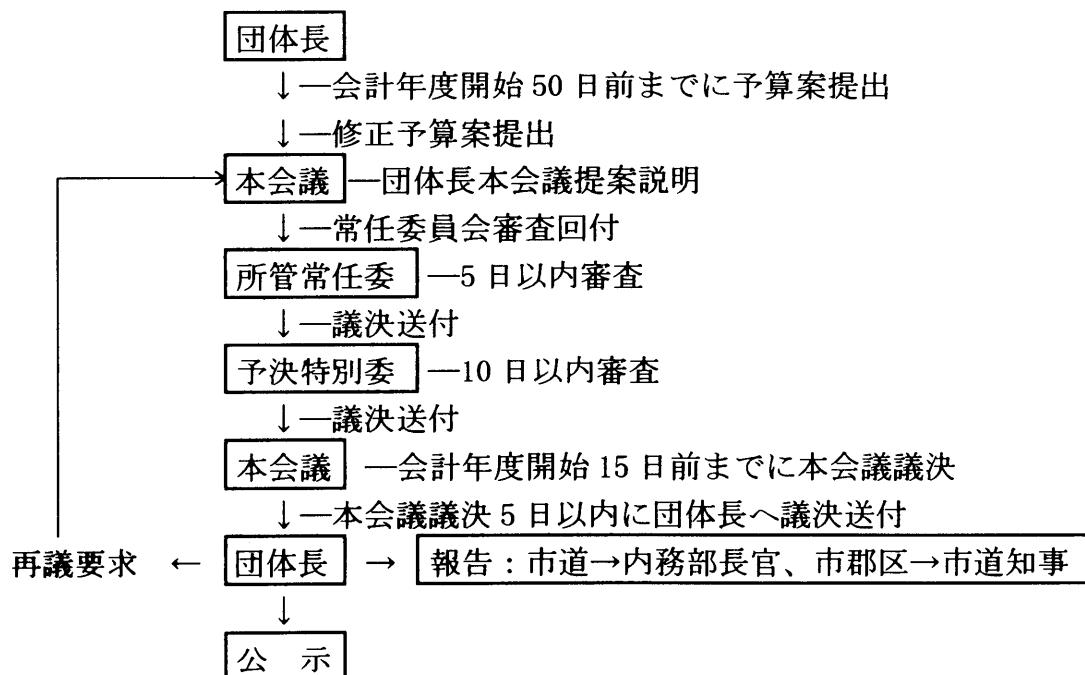
第2節 予算の審議

予算の決定までの過程は、3つの段階に分けられる。第1段階が地方自治団体の予算担当機関の決定、第2段階が地方自治団体長の決定、そして最終段階が地方議会での決定である。予算審議では、執行部案がそのまま認定されこともあれば、増額あるいは減額されたりすることもあるが、増額あるいは減額される額の規模は一般的に極めて微々たるものだと言われている。

地方議会での予算審議の過程は、地方自治団体の長が予算案を提出し、これを本会議に報告することから始まり、提案説明、常任委員会での予備審査、予算決算特別委員会での本審査、本会議での議決の順に進行する。

また、常任委員会での予算案の予備審査に先立って、行政事務監査が実施されている。

地方議会の予算審議過程（市道基準）



1 予算案の提出

予算案は、地方自治団体長が会計年度開始 50 日前までに議会に提出するが、予算案に添付しなければならない資料は次のとおりとなっている。

「地方自治法施行令第 30 条による予算編成基本指針」、「歳入歳出予算事項別説明書」、「債務負担行為説明書」、「明示移越費説明書」、「前々年度決算の総計表及び純計表」、「地方債証券及び借入金に関する前々年度末における発券及び執行実績と前年度及び当該年度末現在額推計及び年度別償還計画に関する調書」、「公有財産の前々年度末における現在額と前年度末及び当該年度末における現在額の推計額に関する調書」、「債務負担行為として次年度以降にまたがるものについての前年度末までの支出額あるいは支出推計額、当該年度以降の支出予定額と事業全体の計画及びその進行状況に関する調書」、「予算定員表」、「その他予算の内容を明確にするために必要な資料」。

2 本会議での提案説明

予算案が本会議で報告されると、地方自治団体長は、議会に出席して予算案に対する提案説明を行う。

3 行政事務監査

地方自治法第 36 条によれば、地方議会は、毎年 1 回当該地方自治団体の事務の監査を実施するとともに、事務中の特定の事業に関して地方議会の議決により調査できるものとされており、監査あるいは調査のために必要な場合には現地確認をしたり、地方自治団体の長又はその補助機関の出席を求め、意見陳述又は関係書類の提出を要求できるとされている。

行政事務監査は、定例会で行うこととされており、通常は次年度予算案を審議する前に行われ、政策遂行過程に対する監査を行うことで予算審議のための重要な情報をもたらすものとされている。

4 常任委員会の審査及び報告

予算案が提出されると、まず所管常任委員会において 5 日以内に予備審査をし、その結果を議長に報告する。その次に、予算決算特別委員会に回付されることとなる。万一、常任委員会で期間内に審査を終えることができない場合には、直ちに予算決算特別委員会へ回付されることとなる。

5 予算決算特別委員会の審査

審査期間は 10 日以内である。まず、委員会で執行部側説明を聴取し、質疑をした後に委員会内の各分科委員会へ回付する。各分科委員会においては、再度、執行部の所管部署に対する質疑及び答弁が行われ、調整案が作成される。質疑及び答弁は公開されるが、調整案は非公開とされる。この調整案は、予算決算特別委員会に報告されるが、予算決算特別委員会では分科委員会での審査報告に対する質疑及び討論は行われず、これを再度、委員会内に設置される予算案調整小委員会に回付する。予算案調整小委員会では、調整案の計数整理を行った上で、これを予算決算特別委員長に報告し、予算決算特別委員会で調整案についての賛否の討論を行い議決する。

6 本会議上程

予算決算特別委員会での総合審査が終わると、予算案は、本会議に上程される。本会議では、予算決算特別委員長あるいは同委員長が指名する議員が、総合審査結果を報告した後、議員による質疑、討論及び議決を行う。

7 報告・公示

本会議において議決された予算案は、5 日以内に地方自治団体の長に送付される。地方自治団体の長は、予算案の送付を受けたときは、市道にあっては内務部長官に、市郡区にあっては市道知事に各々これを報告しなければならない。さらに、前文を付して地方議会の議決を得た旨を記載した後、地方自治団体の長が署名捺印し、日時を明記して公示する。公示は、地方自治団体の公報又は日刊新聞への掲載、掲示板への掲示によって行われる。

ただし、再議要求をしようとする場合においては、公示を行わない。

8 再議要求

地方議会の議決内容に予算上執行できない経費が含まれていると認定される場合、あるいは地方議会が法令による地方自治団体の義務的負担経費及び非常災害による施設の応急復旧のために必要な経費等を削減する議決をした場合、地方自治団体長は、送付を受けた日から 20 日以内に、再議理由書を添付して議会に対し再議要求をしなければならない。

9 再議要求の本会議処理

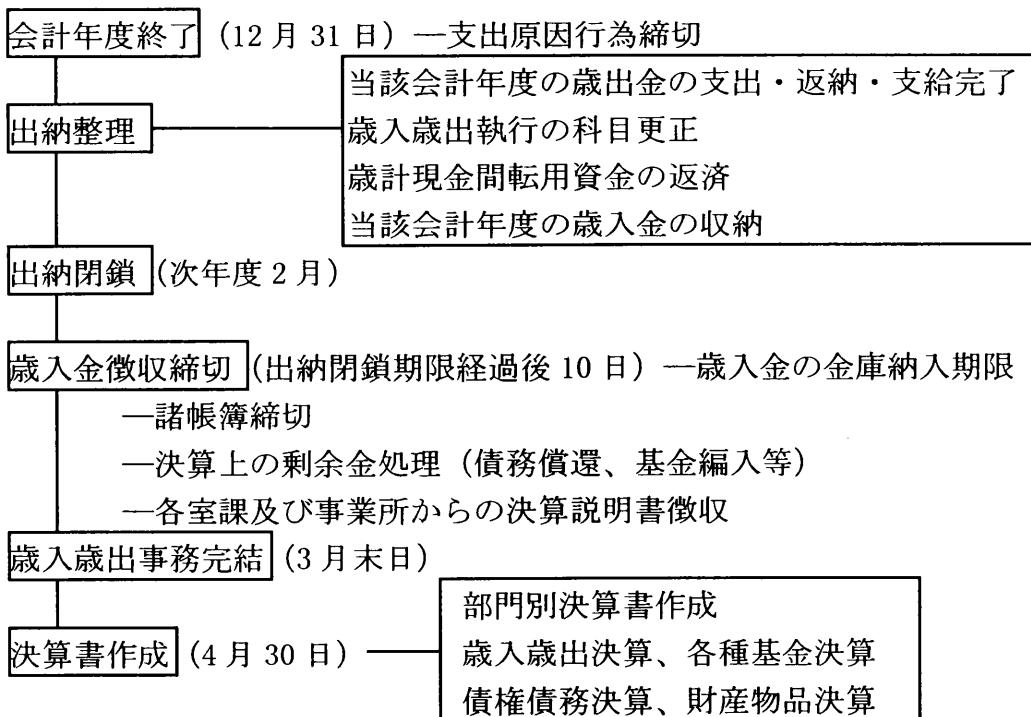
再議が要求された予算案の処理は、まず地方自治団体側の拒否理由説明を聞き、質疑及び賛否の討論を行うというやり方で行われる。次いで、在籍議員の過半数が出席して出席議員の2/3以上の賛成で議決されると、予算案が確定する。

なお、予算案の議決は、市道議会においては会計年度開始の15日前までに、市郡区議会においては10日前までにしなければならない。

第3節 決算

予算の執行は、原則的には予算の有効期間である当該会計年度内に行わなければならぬとされ、発生原因及び完了が同一会計年度内に終結できない収入・支出については、前もって歳入歳出の年度所属基準及び出納整理期間を定め、この期間内に全ての出納事務を終結させることとされている。

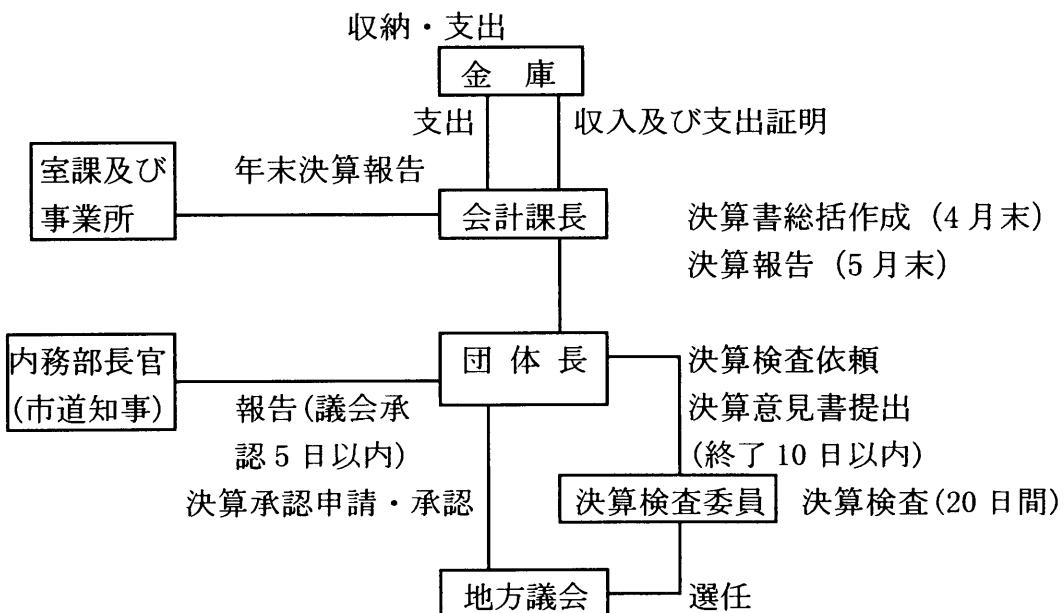
出納完結及び決算書作成作業



また、地方自治団体の出納は、会計年度終了後2か月で閉鎖され、この後3か月以内に、地方自治団体の長は、決算書及び証拠書類を作成して、地方議会が選任する検査委員の検査を受け、その結果に対する意見書を添付して次年度

地方議会に提出し、議会の承認を得なければならない(地方自治法第 125 条)とされている。

決 算 体 系



1 決算書の作成

決算書の作成は、歳入決算については歳入主管課長（税制課長）が行い、歳出予算については出納主管課長（会計課長）が行う。普通、実務作業は 4 月末までに終了し、地方自治団長に報告される。

また、各室・課長又はその他機関の長は、決算に対する説明資料の要求がある場合には、歳入、歳出それぞれの主管課長に提出することとされている。

歳入歳出決算書には、歳入歳出決算報告書、継続費決算報告書、地方自治団体の債権債務に関する報告書を添付しなければならないとされ、歳入歳出決算では次の事項を明らかにしなければならないとされている。

- 歳入：歳入予算額、徴収決定額、収納額、不納欠損額、未収納額
- 歳出：歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額、転用等増減額、超過収入に伴う超過支払額、予算現額、支出額、次年度繰越額、不用額

2 決算検査

検査委員は、市道においては 5 人以上 10 人以内、市郡区においては 3 人以上

5人以内であり、地方議会の議員（検査委員の1/3を超過できない）や公認会計士等の財務管理に関する専門知識や経験を持つ者の中から、地方議会によって選任される。なお、地方自治団体の常勤職員は、検査委員になれない。

決算検査委員は地方自治団体の長及び金庫に対して必要な資料の請求をすることができるとされ、地方自治団体の長及び金庫は特別の事由がない限り、これに協力しなければならないとされている。

また、検査期間は20日以内とされているが、検査委員の要請により、20日を超えない範囲で延長できるものとされている。

3 決算書の議会提出

検査委員は、検査終了10日以内に検査意見書を地方自治団体の長に提出しなければならないとされ、検査結果により決算書の誤謬を指摘された場合には、地方自治団体の長は、これを是正し、決算書に検査委員の意見書を添付して次々会計年度開始120日前までに地方議会に提出しなければならないとされている。

4 決算審査・承認

決算が議会に提出されると、議長はこれを所管常任委員会に回付し、所管常任委員会はこれを審査し、その結果を予備審査結果として議長に報告する。議長は、予備審査結果を添付して予算決算特別委員会に回付し、そこで総合審査をした結果を本会議に付議し、議決承認を行うことになる。

5 決算の報告及び公示

地方自治団体の長は、議会が決算を承認した場合にはこれを5日以内に、市道にあっては内務部長官に、市郡区にあっては市道知事に各々報告して、その内容を公示しなければならない。

6 決算上の剩余金処理

毎会計年度ごとに歳入歳出の決算上生じる剩余金が歳計剩余金と言われ、これは、一会计年度に収納した歳入額から支出された歳出額を除した残額である。

歳計剩余金から次年度への繰越額と国及び市道への返還金を控除した残額を純剩余金といい、ここから用途が指定された前年度繰り越し分を控除した残額は可処分財源となり、剩余金処分の対象となる。

決算上生じる剰余金の処分にあって最も優先される整理方法は、次年度歳入への繰り入れとされるが、この場合の繰り入れは、歳入予算に編成することを意味するものではなく、会計処理上的方法を意味している点に注意を要する。

他の法令によるもの及び繰越予算を控除した残額は、地方債元利金償還に充當できるとともに、条例の定めるところにより、剰余金の全部又は一部を財産あるいは基金に編入できるとされているが、実際、純剰余金のうち歳出予算繰越額を控除した残額は、その一部が地方債の元利金償還に利用され、その残りが、次年度の追加更正予算の為の財源として利用されたり、次年度予算の歳入財源とされている。

そして、剰余金を歳入財源として使用する場合には、追加更正予算あるいは本予算において歳入予算に計上しなければならず、地方債あるいは借入金元利金を償還する場合には、予算外で処理されることになる。

7 行政事務監査

地方議会は、毎年1回当該地方自治団体の事務の監査を実施するとともに、事務中の特定の事業に関して地方議会の議決により調査できるものとされており、監査あるいは調査のために必要な場合には、現地確認をしたり地方自治団体の長又はその補助機関の出席を求め、意見陳述又は関係書類の提出を要求できるとされている（地方自治法第36条）。

行政事務監査は、通常は次年度予算案を審議する前（当該年度末：当初予算を審議する議会の会期の前半）に行われ、政策遂行過程に対する監査を行うことで、予算審議のための重要な情報を得ることがその目的であるとされている。

参考文献

- 「予算実務：97 年江原道地方公務員教育院教材」（内務部地方行政研修院企画部編集）
- 「1997～2001 中期投資及び財政計画樹立指針」、「98 地方財政投融資事業審査分析指針」（江原道）
- 「地方予算の編成と運営：ユフン」、「地方予算編成と運営実態：イサンヨン」、「地方自治団体決算制度解説：ソンウンジエ」（地方財政 96 第 5 号：韓国地方財政共済会発行）
- 「地方予算制度の発展過程と現況：クオンヒヨンシン」（地方財政 96 第 6 号：韓国地方財政共済会発行）
- 「97 地方財政の運用方向と課題：キムグアンジン」（地方財政 97 第 1 号：韓国地方財政共済会発行）
- 「97 地方行政主要統計」、「1998 年度地方自治団体予算編成基本指針」、「1998 年度地方自治団体予算科目区分及び設定」、「99 市道中期投資及び財政計画樹立指針」（内務部）
- 「大韓民国地方行財政の概要」（クレアレポート 93 号：自治体国際化協会ソウル事務所）

CLAIR REPORT既刊分のご案内

NO	タイトル	発刊日
第 168 号	韓国の地方予算制度について	1998/7/10
第 167 号	大韓民国の第 15 代大統領選挙について	1998/6/25
第 166 号	オーストラリアにおける高齢者福祉	1998/6/10
第 165 号	シンガポールの産業政策	1998/5/15
第 164 号	フランスにおける地域開発ーその制度の変遷と事例ー(2)	1998/5/15
第 163 号	フランスにおける地域開発ーその制度の変遷と事例ー(1)	1998/5/15
第 162 号	オーストラリアにおけるオンブズマン制度と情報公開法について	1998/4/15
第 161 号	自治体による国際協力への支援ー欧州の現状ー	1998/3/27
第 160 号	タイの行政制度ー地方の行政を中心にして	1998/3/5
第 159 号	トロント地域の現状と変革の動き	1998/2/25
第 158 号	欧州連合における廃棄物処理の現状	1998/2/25
第 157 号	インドネシアの地方行政	1998/2/20
第 156 号	韓国における地方自治の情報化	1998/2/20
第 155 号	アメリカの救急制度と航空救急	1998/2/6
第 154 号	ソウル市の交通総合対策	1997/12/10
第 153 号	アメリカにおける自然保護政策	1997/12/5
第 152 号	スポーツ施設と地域政策	1997/11/28
第 151 号	カリフォルニア州サンゼルス・カウンティ レイカウッド市(米国地方自治の現場IV)	1997/11/28
第 150 号	チェコの地方自治	1997/11/20
第 149 号	韓国の市・郡統合問題	1997/10/30
第 148 号	アメリカの福祉改革	1997/10/15
第 147 号	韓国 仁川国際空港建設計画について	1997/8/25
第 146 号	オーストラリアの公務員制度概説(2)(地方自治体)	1997/6/20
第 145 号	オーストラリアの公務員制度概説(1)(州政府)	1997/6/20
第 144 号	英国の文化政策	1997/5/20
第 143 号	米国社会と移民政策の現状	1997/5/15
第 142 号	英国の1996年統一地方選挙	1997/4/30
第 141 号	米国の公教育改革とチャータースクールー公教育の選択・分権・民営化	1997/3/31
第 140 号	デンマークの地方行財政制度ー地方分権を支える税財制度の概要ー	1997/3/24
第 139 号	1996年米国大統領選挙	1997/3/24
第 138 号	シンガポールの教育制度	1997/3/17

CLAIR REPORT各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ
<http://www.clair.nippon-net.ne.jp>をご覧下さい